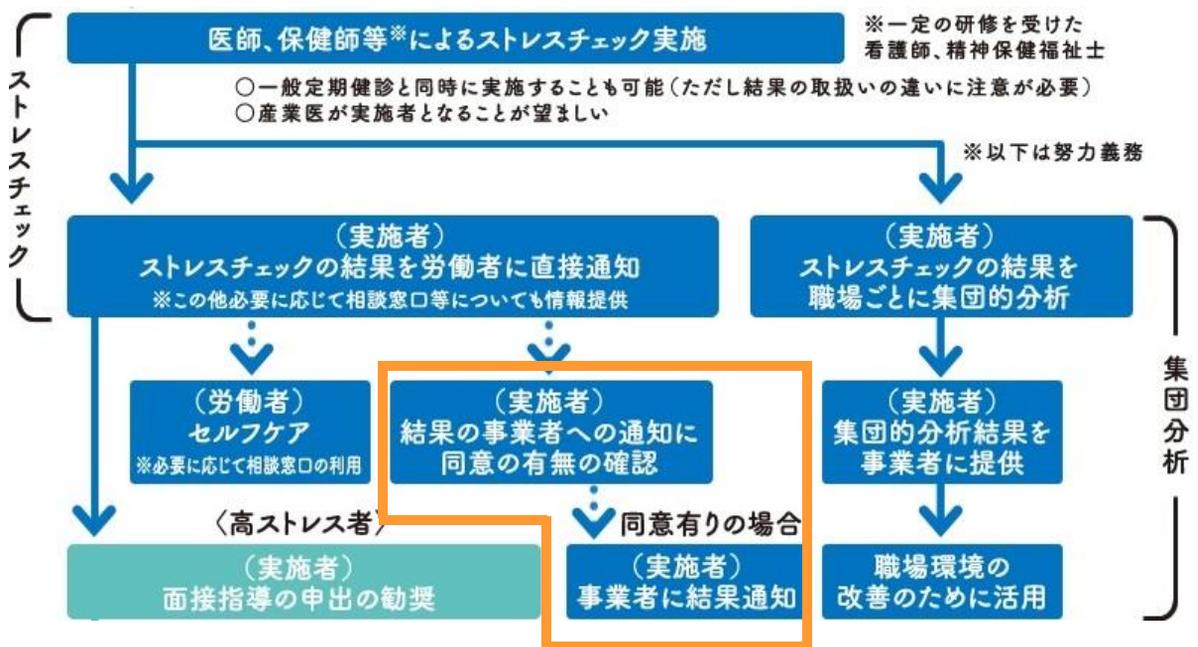


労働安全衛生法の一部を改正する法律対応

- ◆ 下の表はストレスチェックにて実施者がすべき作業であり、健診センター様・病院様が請け負う作業です
マークSは 部分以外の義務・努力義務にしっかり対応しています



厚生労働省ホームページより抜粋

* 部分は、個人結果通知後の全従業員の同意を得る作業の手間・病院様の運用費用・手作業による間違いが起こる可能性（セキュリティ性）を考慮し、事業者様へは全個人結果を通知しないという前提の設計をしております。
ご希望の際はオプションにて対応させていただきます。

- ◆ その他、ストレスチェック施工方法・細かい規定もすべて法律遵守で、健診センター様・病院様が事業者様に選んでいただきやすいように設計しております。